

島根原子力発電所 1号炉 審査資料

資料番号

DP-001

提出年月

令和 2 年 6 月 2 日

島根原子力発電所 1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の 概要について

2020年 6 月
中国電力株式会社

1. はじめに	P.2
2. 廃止措置計画変更認可申請書について	P.3
3. 廃止措置計画の変更内容	P.6

1. はじめに

- 島根原子力発電所 1 号炉は、平成29年 4 月19日に廃止措置計画の認可を受け、廃止措置作業に着手した。

現在、廃止措置計画の第 1 段階（解体工事準備期間）であり、汚染状況の調査、管理区域外の設備の解体撤去等を行っているところ。

- 原子力規制における検査制度の見直しに伴い、平成29年 4 月14日付けで原子炉等規制法が、令和 2 年 1 月23日付けで実用炉規則が改正され、令和 2 年 4 月 1 日より施行された。
- 実用炉規則等の改正・施行に伴い、廃止措置計画本文の記載事項に、性能維持施設及び品質マネジメントシステムに係る事項が追加されたことから、改正後の法令に適合するよう、令和 2 年 6 月 2 日に島根原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画変更認可申請を行った。
- 本資料は、島根原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画変更の申請概要について説明する。

2. 廃止措置計画変更認可申請書について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、既に認可を受けた島根原子力発電所1号炉の廃止措置計画を変更するため、変更認可の申請を行った。

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 中国電力株式会社
住 所 広島県広島市中区小町4番33号
代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 清水 希茂

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 島根原子力発電所
所 在 地 島根県松江市鹿島町片匂

三 発電用原子炉の名称

名 称 島根原子力発電所 1号原子炉

2. 廃止措置計画変更認可申請書について

四 変更に係る事項

平成29年4月19日付け原規規発第17041912号をもって認可を受けた島根原子力発電所1号炉の廃止措置計画認可申請書の記載事項中、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」を「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に読み替え等を行うとともに、次の事項の記述を変更又は追加する。

- 四 廃止措置対象施設及びその敷地
- 五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 性能維持施設 《新規追加》**
- 七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間 《新規追加》**
- 八 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 九 核燃料物質による汚染の除去
- 十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
- 十一 廃止措置の工程
- 十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム 《新規追加》**

2. 廃止措置計画変更認可申請書について

五 変更の理由

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、及び同法を実施するため、令和2年1月23日付で实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われたことから、関連する廃止措置計画認可申請書の記述の変更及び記述の追加を行う。

(2) その他、記載の適正化を行う。

- ・用語の変更

 - 「保守管理」→「施設管理」《本文四》

 - 「重大事故対策設備」→「重大事故等対処設備」《本文五》

 - 「施設定期検査時」→「定期事業者検査時」《本文十》

- ・図表番号の変更 《本文八～本文十一》

- ・和暦から西暦への変更 《本文十、本文十一》

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

(1) 「六 性能維持施設」の記載内容について

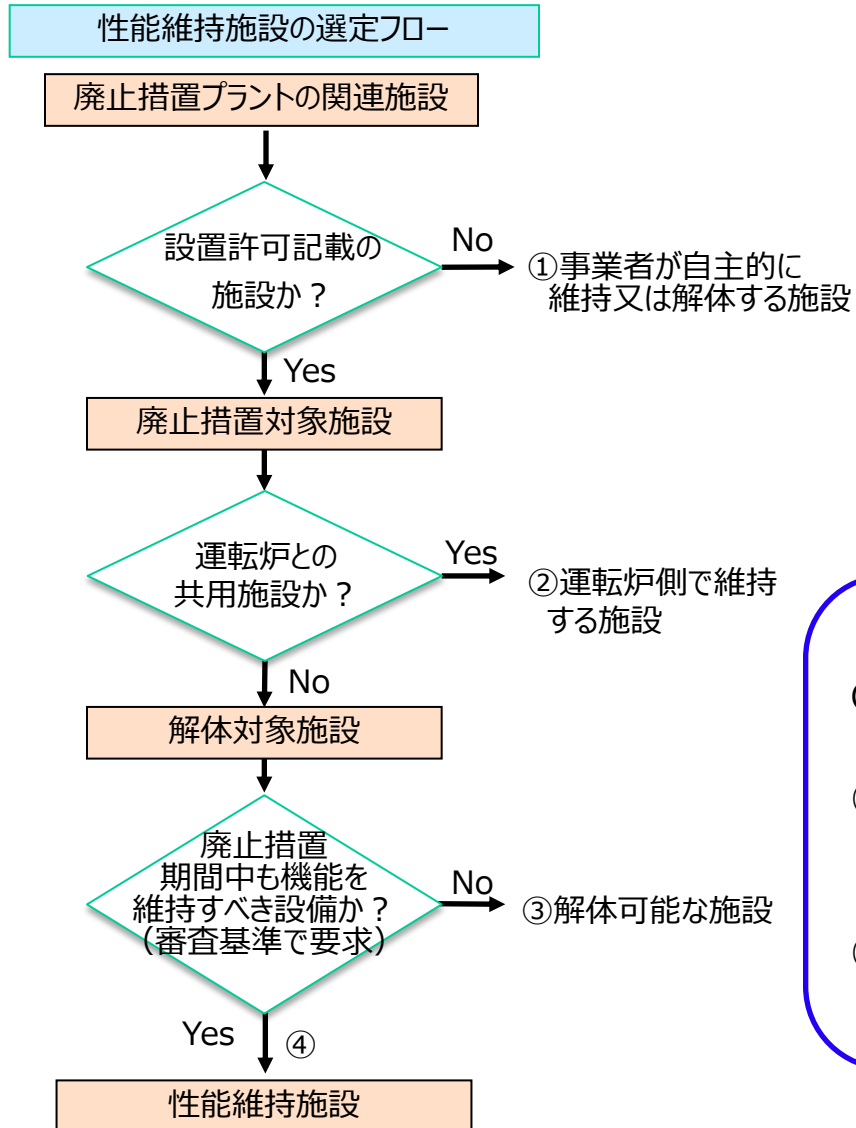
審査基準	変更認可申請書
<p>○公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止措置対象施設内に残存する放射性物質の数量及び分布等を踏まえ、立案された核燃料物質による汚染の除去手順、設備・機器又は施設の解体手順等の措置との関係において、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下「性能維持施設」という。）が、廃止措置期間を見通した廃止措置の段階ごとに適切に設定されており、性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方が示されていること。</p> <p>○選定された具体的な設備が施設区分ごとに示されていること。</p>	<p>1. 性能維持施設 廃止措置を安全に進めるうえで、放射性廃棄物を内包する系統及び機器を収納する建物等、廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。 性能維持施設に係る必要な機能及び性能並びに維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。 （略） 以上の基本的な考え方に基づき選定した具体的な性能維持施設を第6－1表に示す。</p> <p>2. 性能維持施設の施設管理 性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能が維持できるよう、保安規定に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する。</p>

■ 本文六の記載内容

- 既に認可を受けた廃止措置計画認可申請書（以下「当初計画」という。）の添付書類六の記載事項を基に、性能維持施設に係る必要な機能及び性能、維持期間、維持管理方法についての基本的な考え方を記載。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

○「性能維持施設」の選定について



【①②③④となる施設の例】

- ①：取水設備（除塵機）等
- ②：サイトバンカ，固体廃棄物貯蔵庫 等
- ③：蒸気タービン，復水器 等
- ④：原子炉建物，燃料プール 等

■ 性能維持施設の選定の考え方

- 実用炉規則は改正されたが、性能維持施設の選定に係る審査基準の要求に変更はない。
- 則ち、性能維持施設の選定の考え方は、当初計画の添付書類六に記載の維持管理対象設備の選定の考え方と同様である。
- したがって、性能維持施設と維持管理対象設備で設備の増減はない。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

○「第6-1表 性能維持施設」について

第6-1表 性能維持施設（変更後：抜粋）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	
		設備（建物）名称	維持台数				
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器の外側の遮蔽壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	放射能レベルの比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで

第6-1-1表 維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間（変更前：抜粋）

施設区分	設備等の区分	設備（建物）名称	維持台数	維持機能	維持期間
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器の外側の遮蔽壁	1式	放射線遮蔽機能	放射能レベルの比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで

■「第6-1表 性能維持施設」の記載の考え方

- 「施設区分」、「設備等の区分」、「設備(建物)名称」、「維持台数」、「機能」、「維持期間」については、当初計画の添付書類六（第6-1-1表）から基本的に変更はない。
 （「設備(建物)名称」については、対象となる具体的な設備等を明確にするため、括弧書きで一部追記）
- 「位置、構造及び設備」については、設置（変更）許可申請書又は工事計画認可申請書（以下「既許認可」という。）に記載がある設備は「既許認可どおり」と記載。既許認可に記載がない設備は、設備の仕様等を記載。
- 「性能」については、性能維持施設が機能を維持するために必要な性能を記載。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

第6-1表について、当初計画の添付書類六に記載の第6-1-1表から炉規則改正に伴い追記した箇所を赤字で示す。(以下、同じ)

《建物及び構築物》

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数				
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器の外側の遮蔽壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	放射能レベルの比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで
		ドライウエル外周の壁	1式	既許認可どおり			
		原子炉建物外壁	1式	既許認可どおり			
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建物	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能(事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	管理区域解除まで
その他主要施設	建物及び構築物	廃棄物処理建物	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで
		タービン建物	1式	既許認可どおり			

・原子炉建物等が「放射線遮蔽機能」及び「放射性物質漏えい防止機能」を維持するために必要な性能は、放射線障害の防止及び外部への放射性物質の漏えい防止に影響するような有意な損傷がない状態であることを記載。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

《核燃料物質の取扱施設》

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	
		設備（建物）名称	維持台数				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機（1号炉原子炉建物内）	1台	既許認可 どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 （炉心内及び炉心と燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く）	新燃料及び使用済燃料を取り扱うことができ、取扱中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること 新燃料又は使用済燃料を取扱中、動力源が喪失した場合においても、新燃料又は使用済燃料が保持される状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで
		原子炉建物天井クレーン（1号炉原子炉建物内）	1台	既許認可 どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能	新燃料を取り扱うことができ、取扱中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること 新燃料を取扱中、動力源が喪失した場合においても、新燃料が保持される状態であること	
		輸送容器除染設備（除染区域）	1式	既許認可 どおり	燃料取扱機能	使用済燃料輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であること	

- 燃料取替機及び原子炉建物天井クレーンが「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を維持するために必要な性能は、燃料を取り扱うことができ、取扱い中及び動力電源喪失時に正常に動作する状態であることを記載。
- 輸送容器除染設備が「燃料取扱機能」を維持するために必要な性能は、使用済燃料輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であることを記載。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

《核燃料物質の貯蔵施設》

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間		
		設備（建物）名称	維持台数					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラックを含む）		1 式	既許認可 どおり	臨界防止機能	新燃料が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで
		使用済燃料貯蔵設備	燃料プール（貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を含む）	1 式	既許認可 どおり	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	新燃料及び使用済燃料が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること 燃料プールの水位が計測でき、警報設定値において警報が発信できる状態であること 燃料プール水の漏えいを監視する設備が使用できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで

- ・新燃料貯蔵庫及び燃料プールが「臨界防止機能」を維持するために必要な性能は、燃料が臨界に達するような有意な損傷がない状態であることを記載。

（但し、新燃料の搬出は既に完了しているため、新燃料貯蔵庫の維持は不要）

- ・燃料プールが「放射線遮蔽機能」、「水位監視機能」及び「漏えい監視機能」を維持するために必要な性能は、燃料プールの水位計測、警報の発信及び漏えい監視設備の使用ができる状態であることを記載。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

《核燃料物質の貯蔵施設（つづき）》

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間		
		設備（建物）名称		維持台数					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	燃料プール冷却系	ろ過脱塩装置	1基	既許認可どおり	冷却浄化機能 燃料プール水補給機能	燃料プール水の冷却が可能な状態であること 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで
				ポンプ	1台	既許認可どおり			
				熱交換器	1基	既許認可どおり			
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む）		1基	既許認可どおり	燃料プール水補給機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	

- ・燃料プール冷却系が「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」を維持するために必要な性能は、燃料プールの冷却及びろ過脱塩装置への通水ができる状態であることを記載。
- ・復水貯蔵タンクが「燃料プール補給機能」を維持するために必要な性能は、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを記載。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

《放射性廃棄物の廃棄施設》

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数				
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気筒	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
		タービン建物排気筒	1基	既許認可 どおり			
	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水口（1号及び2号炉共用）	1式	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
		床ドレン・再生廃液系（1号及び2号炉共用）	濃縮器	2基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること
固体廃棄物の廃棄設備	減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））	1基	既許認可 どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理できる状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	

- ・排気筒，タービン排気筒及び復水器冷却水放水口が「放射性廃棄物処理機能」を維持するために必要な性能は，放射性廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であることを記載。
- ・濃縮器及び減容機が「放射性廃棄物処理機能」を維持するために必要な性能は，放射性廃棄物を処理できる状態であることを記載。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

《放射性廃棄物の廃棄施設（つづき）》

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数				
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系 （1号炉建物内 （1号及び2号 炉共用））	廃液コレクタ・タンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物 処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
			廃液サンプル・タンク	2基	既許認可どおり		
			廃液サージ・タンク	1基	既許認可どおり		
			フィルタ	1基	既許認可どおり		
			脱塩器	1基	既許認可どおり		
		床ドレン・再生廃液系（1号及び2号炉共用）	床ドレン・コレクタ・タンク	1基	既許認可どおり		
			廃液中和タンク	2基	既許認可どおり		
			床ドレン・サンプル・タンク	2基	既許認可どおり		
			フィルタ	1基	既許認可どおり		
		シャワ・ドレン系 （1号及び2号 炉共用）	脱塩器	1基	既許認可どおり		
			シャワ・ドレン・タンク	2基	既許認可どおり		
		固体廃棄物の廃棄設備	ろ過器	1基	既許認可どおり		
	濃縮廃液貯蔵タンク		3基	既許認可どおり			
	廃樹脂タンク		2基	既許認可どおり			
	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク		2基	既許認可どおり			
フィルタ・スラッジ・サージ・タンク	1基		既許認可どおり				
復水スラッジ分離タンク	2基	既許認可どおり					
その他原子炉の附属施設	その他主要な事項	サージタンク（補助サージ・タンク）	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物 処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	

・タンク、フィルタ及び脱塩器が「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を維持するために必要な性能は、内包する放射性物質が漏えいするような有意な欠陥がない状態であることを記載。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

《放射線管理施設》

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間		
		設備（建物）名称	維持台数					
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ (核燃料物質貯蔵設備エリア, 原子炉補機冷却系エリア, 放射性廃棄物の廃棄設備エリア)		11個	既許認可 どおり	放射線監視 機能	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信する状態であること	関連する設備の供用が終了するまで
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	排気筒モニタ	1個	既許認可 どおり	放射線監視 機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること	放射性気体 廃棄物の処理 が完了する まで
			タービン建物排気筒モニタ	1個	既許認可 どおり	放出管理 機能	警報設定値において警報が発信する状態であること	
		排水モニタ	廃棄物処理排水モニタ	1個	既許認可 どおり	放射線監視 機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること	放射性液体 廃棄物の処理 が完了する まで
		排水のサンプリングモニタ	放水路水モニタ	1個	既許認可 どおり	放出管理 機能	警報設定値において警報が発信する状態であること	
		プロセス水モニタ（原子炉補機冷却系の熱交換器出口（海水側））		1個	既許認可 どおり	放射線監視 機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信する状態であること	

- ・エリア・モニタ等が「放射線監視機能」及び「放出管理機能」を維持するために必要な性能は、線量当量率・放射性物質の濃度を測定及び警報設定値において警報を発信する状態であることを記載。
- ・エリア・モニタ（当初計画では維持台数12個）の内、廃棄物処理制御室エリアモニタ（1号及び2号炉共用）1台は、当初1号炉のみで使用（2号炉側へは新設）するとして維持台数に含めていたものの、2号炉との共用を継続（2号炉にて維持管理）することに変更したため、維持台数は11個とする。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

《換気設備》

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備				機能	性能	維持期間	
		設備（建物）名称		維持台数					
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建物常用換気系		給気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域解除まで
				排気ファン	1台	既許認可どおり			
				フィルタ	2個	既許認可どおり			
その他主要施設	発電所補助設備	タービン建物換気系		給気ファン	1台	既許認可どおり			
				排気ファン	1台	既許認可どおり			
				フィルタ	2個	既許認可どおり			
		廃棄物処理建物換気系		給気ファン	1台	既許認可どおり			
				排気ファン	1台	既許認可どおり			
				フィルタ	2個	既許認可どおり			

- 原子炉建物常用換気系等が「換気機能」を維持するために必要な性能は、ファンの運転に異常がない状態であることを記載。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

《非常用電源設備》

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数				
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1組	既許認可どおり	電源供給機能（自動起動及び自動給電機能は除く）	性能維持施設（燃料プール冷却系ポンプ、原子炉補機冷却系ポンプ及び海水ポンプ）へ電源を供給できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで
		蓄電池（所内用）	2組	既許認可どおり	電源供給機能	性能維持施設（ディーゼル発電機）へ電源を供給できる状況であること	

・ディーゼル発電機等が「電源供給機能」を維持するために必要な性能は、性能維持施設へ電源を供給できる状態であることを記載。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文六】

《その他の安全確保上必要な設備》

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備（建物）名称	維持台数					
原子炉冷却系統施設	その他の主要な事項	原子炉補機冷却系	熱交換器	2 胴	既許認可どおり	補機冷却機能	性能維持施設（燃料プール冷却系）へ冷却水を供給できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで
			ポンプ	2 台	既許認可どおり			
			海水ポンプ	2 台	既許認可どおり			
その他主要施設	発電所補助設備	消火装置	消火栓	1 式	既許認可どおり	消火機能	消火装置が使用できる状態であること	各建物の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで
			移動型消火器	1 式	既許認可どおり			
	照明設備	非常用照明	1 式	原子炉建物，廃棄物処理建物及びタービン建物内設置 バッテリー内蔵型非常用照明，誘導灯	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること	各建物の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで	

- 原子炉補機冷却系が「補機冷却機能」を維持するために必要な性能は、性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であることを記載。
- 消火装置が「消火機能」を維持するために必要な性能は、消火装置が使用できる状態であることを記載。
- 非常用照明の位置、構造等を記載するとともに、非常用照明が「照明機能」を維持するために必要な性能は、非常用照明が点灯できる状態であることを記載。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文七】

(2) 「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間」の記載内容について

審査基準	変更認可申請書
<ul style="list-style-type: none"> ○性能維持施設について、それぞれ位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていること。 ○性能維持施設の性能については、性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等が示されていること。 ○原子炉施設を解体する工事を実施するに当たって、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、又は低減する観点その他の原子力安全の観点から、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備において、当該施設又は設備の設計及び工事の方法に関することが示されていること。 	<p>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は、第6-1表に示すとおりである。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて、第6-1表に示す性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間を変更する場合は、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>

■ 本文七の記載内容

- 性能維持施設の「位置、構造及び設備」、「性能」、「性能を維持すべき期間」については、第6-1表に記載。
- 現状、専ら廃止措置で使用する施設又は設備の導入予定はないことから、本変更申請では記載なし。

3. 廃止措置計画の変更内容【本文十二】

(3) 「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」の記載内容について

審査基準	変更認可申請書
<p>○原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。</p> <p>○構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること。</p>	<p>廃止措置期間中における島根原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、原子炉設置許可申請書本文第十一号の「発電用原子炉の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し、保安規定に品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>この品質マネジメントシステム計画に基づき、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを保安規定及び原子力品質保証規程並びにそれらに基づく下部規定類により明確にし、これらを効果的に運用することにより、廃止措置期間中における発電所の安全の達成、維持及び向上を図る。</p>

■ 本文十二の記載内容

- 設置変更許可申請書に記載した方針に従って、廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し、保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、それに基づき廃止措置に関する保安活動を実施する方針を記載。

3. 廃止措置計画の変更内容【添付書類六】

(4) 「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」の記載内容について

審査基準	変更認可申請書
<p style="text-align: center;">【要求事項に変更なし】</p> <p>○性能維持施設の各設備等の維持管理，その他の安全対策について，性能を維持すべき期間にわたって以下の措置を講ずることが示されていること。</p> <p>1) 建屋(家)・構築物等の維持管理 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建家・構築物等については、これらの系統及び機器を撤去するまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体としての機能を適切に維持管理すること。</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>1. 維持管理に関する内容 【記載の充実】 廃止措置の段階に応じて性能維持施設に要求される機能を考慮した，性能維持施設が維持すべき性能及びその性能を維持すべき期間について以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建物及び構造物 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設 (4) 放射線管理施設 (5) 解体中に必要なその他の施設 (6) その他の安全対策 <p>2. その他 【変更なし】 解体対象施設を活用し，廃止措置に必要な項目以外の調査・研究等で，たとえば解体対象施設から試料採取を実施する場合は，事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認したうえで実施する。</p>

■ 添付書類六の記載内容

- 性能維持施設の各設備の維持管理，その他の安全対策等，性能を維持すべき期間にわたって行う措置について，当初計画の添付書類六及び当初計画に係る審査資料を基に記載の充実を図った。

3. 廃止措置計画の変更内容【添付書類九】

(5) 「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の記載内容について

審査基準	変更認可申請書
<p style="text-align: center; color: green;">【要求事項に変更なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子炉施設保安規定において、事業者の代表者をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムを定めること。 ○廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図ることが明示されていること。 ○品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが明示されていること。 	<p>1. 概要</p> <p>廃止措置期間中における島根原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、原子炉設置許可申請書本文第十一号の「発電用原子炉の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、保安規定に品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>品質マネジメントシステム計画では、社長をトップマネジメントとした品質マネジメントシステムを定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。</p> <p>廃止措置に係る工事、性能維持施設の施設管理等、1号炉の廃止措置に係る業務は、品質マネジメントシステム計画のもとで実施する。</p>

■ 添付書類九の記載内容

- 廃止措置に係る品質マネジメントシステムの説明として、当初計画の添付書類九及び保安規定に定める品質マネジメントシステム計画を基に記載の充実を図った。

3. 廃止措置計画の変更内容【添付書類九】

変更認可申請書

【以下、記載の充実】

2. 品質マネジメントシステム

- 品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。
- 品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にする。

3. 経営責任者等の責任

- 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを実証する。

4. 個別業務に関する計画、実施、評価及び改善

- 個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。
- 個別業務計画に基づき、個別業務ごとに掲げる要求事項に適合するように実施する。
- 監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。
- 個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。
- 品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置を未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

5. 廃止措置に係る業務

- 廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施する。
- 廃止措置に係る工事、性能維持施設の施設管理等、1号炉の廃止措置に係る業務は、品質マネジメントシステム計画のもとで実施する。